

令和7年(2025年)10月10日  
厚生委員会資料  
健康福祉部生活衛生課

(第86号議案)

中野区公衆浴場法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略) (衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 浴槽水の水質の基準は、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しないことができる。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>大腸菌数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(7)～(41) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略) (衛生及び風紀に必要な措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 浴槽水の水質の基準は、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準(ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しないことができる。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>大腸菌群数</u>は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(7)～(41) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>